

不利益処分の内容	放置自転車の撤去、保管費用の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市自転車の放置の防止に関する条例第 13 条		
担 当 課	交通政策課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 条例第 10 条第 1 項又は第 11 条第 2 項の規定により自転車を撤去したこと。			
2 保管費用は、規則第 9 条に定める額とする。			

不利益処分の内容	退場命令		
根拠法令及び条項	鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第 13 条第 2 項		
担 当 課	交通政策課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 13 条第 1 項各号に掲げる行為を行ったものに対し行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 13 条第 1 項第 1 号の行為			
(1) 権限を有しないものが、正当な理由がなく、他の利用者の自転車等の駐車を制止し、禁止し、制限し、又は妨害する行為を行ったとき。			
(2) 故意又は悪意をもって、他の利用者の駐車を妨げるための障害物を設置し、又は放置する行為を行ったとき。			
2 第 13 条第 1 項第 3 号の行為			
駐車場で、オートバイ、拡声器、ラジコン、太鼓、笛等の機械又は道具を使用して騒音を発生させ、又は奇声、歓声等の大声を発生して、他の利用者の迷惑となる行為を行ったとき。			

都市 2-3

不利益処分の内容	移動、保管費用の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第 15 条第 4 項		
担 当 課	交通政策課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	条例第 15 条第 2 項の規定に基づき自転車等を移動し、保管されたものに対して行い、その費用は、規則第 7 条に定める額とする。 変更 平成 18 年 4 月 1 日		

都市 2-4

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第 18 条		
担 当 課	交通政策課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
過料の賦課の具体的な判断は、条例第 13 条第 1 項各号のいずれかに違反した理由及びその程度、故意又は悪意の有無及びその程度、反省の有無及びその程度その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			